



Title	山口県東周防方言の指示詞の形容詞用法・副詞用法について：コネーナ・コネーニ類とコントナ・コントニ類の違い
Author(s)	船木, 礼子
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 2019, 16, p. 70-83
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/73640
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

山口県東周防方言の指示詞の形容詞用法・副詞用法について —コネーナ・コネーニ類とコントナ・コントニ類の違い—

船木 礼子

【キーワード】山口方言、指示詞、コンナ、コンナニ

【要旨】

山口県東周防方言には、様態や属性を表す指示詞の形容詞用法と副詞用法に「コネーナ」「コネーニ」「コネー」の類と、「コントナ」「コントニ」「コント（一）」の類がある。「コント（一）」には準体機能があるが、「コネー」にはない。副詞用法の不定称では、「コントニ」の類は部分的・具体的な様態を指示する場合に用いられるが、「コネーニ」の類にはそうした制限はないうえ、「どう」に相当する指定の指示の不定称としても使われるなど意味が広い。さらに「コネーニ」の類は語用論的解釈で導かれる発話意図を指示の対象とすることができ、慣用的表現にも使われる。このように「コントニ」の類が名詞的性格を残しつつも指示機能を主たる機能として狭い意味で用いられるのに対し、「コネーニ」の類は指示機能以外の機能も持ち、「コントニ」の類のような意味的制限がないものとして様々な用法で使われていることが指摘できる。

1. はじめに—指示詞の形容詞用法・副詞用法の形式—

筆者の母方言である山口県東周防方言¹⁾の指示詞は、コソアドの体系に関しては全国共通語と違いはないようと思われる。ただし「こんな人」や「こんなになる」といった様態や属性を例示的に示す場合²⁾において、全国共通語と同じ「コンナ（ニ）」も方言会話の中でもよく使うが、さらにこれ以外に2つの形式を持つ点では全国共通語と異なっている。統語的にみて、体言を修飾して形容詞的な機能をもつものと、用言を修飾して副詞的な機能をもつものがあるので、これらをそれぞれ「形容詞用法」、「副詞用法」と呼ぶと、コ系で示せば形容詞用法には(1)のようなa.「コネーナ」とb.「コントナ」、副詞用法には(2)のようなa.「コネーニ」「コネー」とb.「コントニ」「コントー」、それぞれa.とb.の形式が、全国共通語と同じ形式c.以外に挙げられる。

(1) 形容詞用法「こんな人」

a. コネーナヒト

-
- 1) 筆者が言語形成期を過ごした山口県熊毛郡田布施町およびその近隣地域は、山口県の東部にあたる。旧国の周防のなかでも東の地域である。本稿ではこれらの地域の方言を大雑把にまとめて山口県東周防方言と称しておく。
 - 2) 佐久間（1936）の「性状」「容子」の類、岡部（1995）に「ものの属性を表す」とされた「コンナ類」などである。なお、単に後続の語を修飾するという統語的な性質でいえば(1)には「コノ」、(2)には「コ一」の類も使える。ただ「コノ」や「コ一」は「この字はこう読む。」のように指定の指示詞として属性や様態以外にも用いられる形式であり、使い方は全国共通語と同じなので分析対象から外す。

- b. コントナヒト
 - c. コンナヒト（全国共通語と同形）
- (2) 副詞用法「こんなにする」
- a. コネーニスル／コネースル
 - b. コントニスル／コントースル
 - c. コンナニスル（全国共通語と同形）

有元編（2017）の「III方言基礎語彙」を見ると、(3) のように「アネー」「アネーナ」の類の形式が挙げられている。「アント」「アントニ」などの形式は、同書の「IV俚言」に解説付きで示されている ((4))。

(3) ああ【彼様】	アネー
あんな	アネーナ
こう【斯う】	コネー
こんな	コネーナ
そう【然う】	ソネー
そんな	ソネーナ
どう【如何】	ドネー
どんな	ドネーナ

（有元編 2017 「III方言基礎語彙」より）

- (4) アント【代】 あんなもの、こと。ドンナスカートガ ホシーン（どんなスカートがほしいの）？ ウーン ホラ アント アントッチャ（うーん、ほら、何て言うかあれ、あんな感じのよ）。《ほんやりしたイメージを伝えるときに言う。「あんな感じのもの」。共通語の「こんな」「そんな」に該当するコント、ソントという語形もある。また、アネントともいう。》 （有元編 2017 「IV俚言」、136 頁）

筆者にとっても (3) (4) の「アネー」「アネーナ」、「アント」「アントナ」などや、(4) の解説内の例文にある「アントッチャ」（あんな感じのよ）は使用語彙である³⁾。加えて準体助詞「ン」（ここではモノ的意味）が後接した「アネーナン」・「アントナン」をよく用い⁴⁾、そのどちらも「あんな感じのもの」を意味する語として使える ((5))。

- (5) ホラ {アネーナ／アントナ} ヌッチャ。（ほら、あんな感じのよ。）

しかし (6) のように、何らかの理由によって一方の形式は言えるが他方は言えない場合もある。例文中の*は非文を示す。

- (6) （見舞いに行って）ドネーナカネ？/*ドントナカネ？（調子はどう？）

つまり筆者の母方言においては「アネー（ナ）」と「アント（ナ）」は似た意味・似た機能を持つ語ではあるが、何らかの違いがあるといえそうだ。

そこで本稿では、「アネーナ」の類を「ネー類」、「アント」の類を「ント類」と呼ぶことにして、筆者の母方言である山口県東周防方言でのこれらの形式の機能や意味などの異同

3) 筆者の使用語彙・理解語彙に (4) の最後に示された「アネント」はない。「アネント」は「アネーナ」と「アント」の混淆形か何かで、県内の他の地域では言うのかもしれない。

4) 筆者の内省としては「ナン」が一語的まとまりをもっていると感じられるが、本稿では形容詞用法の指示詞「アネーナ」「アントナ」と準体助詞「ン」と分節して示す。

を、主に筆者の内省をもとに記述していく⁵⁾。特に断らない限り、本稿の例文は筆者の作例である。作例は方言文をカタカナで書き、例文末尾の（ ）内に全国共通語訳を示す。文脈を示す必要があるときは〔 〕で挿入する。*は非文法的な文、?や??は不自然な文（??のほうが不自然さが際立つ）、#は運用的に問題のある文であることを示すこととする。

また筆者の内省と同一とはいえないが、民話や昔話のテキストからの用例も補助的に示すことがある。これらの民話や昔話から用例を引用する際は元の資料どおりの表記とし、地域名は文献に記されている合併前の旧郡市町村名を〔 〕で記す。

なお「アネー」「アント（一）」のほかにも、広島県や島根県などには「アガイ（ナ）」「アゲ（ナ）」などもあり、山口県内でもこの類の形式が使われる地域もある。廣戸（1965）のFig.363「こんな Like this」を見ると、山口県全域と石見地方に「コントーナ」、県全域に「コネーナ」がある（県東部の岩国市・熊毛郡の一部を除く）ほか、熊毛郡熊毛町や玖珂郡周東町、玖珂郡錦町（両町とも現岩国市）、大島郡橘町（現周防大島町）などの県東部に「コガーナ」類が分布している⁶⁾。つまり山口県内では組み合わせはどうであれ、ほとんどの地域で「コントーナ」と「コネーナ」の併用か、「コントーナ」と「コガーナ」の併用の状況であるといえる。おそらく語源的には同一だと見なせる近畿地方などの「コナイナ」と、中国地方の「コガイナ」およびそのai母音連続が融合してa長音化した「コガーナ」、e長音化した「コネーナ」「コゲーナ」や、短呼された「コゲナ」などは、音声的バリエーションと見てよいだろう。ただし本稿では「コガーナ」「コガイナ」「コゲナ」類は筆者自身の使用語彙ではないため考察の対象から省く。

2. ネー類とント類の形態的特徴と統語環境

2.1. 形態的特徴

まずは、山口県東周防方言のネー類とント類、および全国共通語と同形の「コンナ」などの類（仮に「ンナ類」と呼んでおく）の形態を、コソアドすべての系列に合わせて挙げてみる。表1、表2からわかるとおり、ネー類、ント類、ンナ類すべてがコソアド系列に対応した形態を完備している。ント類のトは「ト一」と延ばすこともよくある。

なお、ネー類、ント類と併用状態にあるンナ類は、形態が全国共通語と同じであるだけでなく、意味や機能も、4.で扱う慣用的な表現以外は全国共通語の「コンナ」「コンナニ」の類と大差ないとと思われる所以、以下、特に断らない限りはンナ類の記述を略す。また、副詞用法をもつ指示詞としては「ユ一」「ソ一」「ア一」「ド一」もあり、山口県東周防方言

5) 筆者は1973年生まれ、山口県熊毛郡田布施町で言語形成期を過ごし、近隣の山口県光市、柳井市などの人々との交流も多かった。ただし1992年以降は近畿地方に住んでおり、母方言の知識は基本的に18歳までに獲得したものに限られている。こうした移住歴から筆者の内省だけでは不安があるため、山口県東周防地域生え抜きの女性（1948年生まれ）にも確認した。

6) 「コガーナ」類は廣戸（1965）では県東部で回答されているが、東部に限らず現れる形式である。例えば民話をみると、長門地方の美祢郡（現美祢市、県西部）の話にも「婆さや、惜しいことやってしもうたでよう。どがいしようかいのう」などが見られる（松岡編（2016b）「かくれ蓑」〔美祢郡〕213頁）。

としても全国共通語と同様に使っているが、これらは様態や属性を指すだけでなく指定の指示も担うものであり、全国共通語と同じだと思われる所以、特に言及が必要な場合を除いて考察対象から外しておく。

表 1 形容詞用法における指示詞の形態（連体詞）

	コ系	ソ系	ア系	ド系
ネー類	コネーナ	ソネーナ	アネーナ	ドネーナ
ント類	コントナ	ソントナ	アントナ	ドントナ
ンナ類	コンナ	ソンナ	アンナ	ドンナ

表 2 副詞用法における指示詞の形態

	コ系	ソ系	ア系	ド系
ネー類	コネーニ	ソネーニ	アネーニ	ドネーニ
	コネー	ソネー	アネー	ドネー
ント類	コントニ	ソントニ	アントニ	ドントニ
	コント(一)	ソント(一)	アント(一)	ドント(一)
ンナ類	コンナニ	ソンナニ	アンナニ	ドンナニ

表 2 の副詞用法における指示詞の形態については注意が必要である。

まず、「ニ」の現れ方が一定でない。ネー類は「ニ」なしでも「ニ」が付いていても、副詞として機能する。ただしント類では注意を要する。(7) のように述語動詞「言う」に対して指示詞の担う項が副詞句（「このように」相当）でもヲ格名詞句（「このようなことを」相当）でも、どちらに解釈されても意味が通じる場合は「ニ」の付加は任意である。筆者の内省では、このときの「コントー」のο長音にはヲ格格助詞が融合しているように思われる。ただし(8) のように様態を示す副詞句に限定する場合は、ント類には「ニ」の付いた形式を使って副詞用法であることを明示する。また(9) のように自動詞でヲ格をとらず、動作の様態についての言及がなされやすい動詞も「ニ」の付いた形式を使うのが自然で、「ニ」によって動作の様態や目的であることが明示される。

- (7) ホンナラネー センセーガ {コネーニ／コネー／コントニ／コントー} ュータンヨ。（そうしたらね、先生が {このように／このようなことを} 言ったんだよ。）
- (8) ホラ ヨー ミチョキー。{コネーニ／コネー／コントニ／??コントー} スルンヨ。
(ほら、よく見ておきなさい。このようにするんだよ。)
- (9) [ダンスで] デダシワ {コネーニ／コネー／コントニ／??コントー} ウゴクンヨ。
(出だしはこのように動くんだよ。)

1960 年代に採録された山口県の民話にもこうした特徴が見える。(10) からは、ネー類の副詞用法で「ニ」の付加が任意であることがわかる（下線は筆者による。また〈 〉内はルビ行に付された訳注。以下同）。(11) には「こんどうに」とント類に「ニ」が付いているが、自動詞「枯れる」に係る副詞句として「どのように枯れるか」を示すためには「ニ」の付く形式が自然なのだと思われる。

- (10) 「さっきはあねえにこうまい 〈あんなに小さな〉からだをしちょったそに、いつ
たいなして急にそねえ 〈そのように〉大きくなつたんかい」(松岡編 2016a「なん
にもせん人の話」[美祢・大津・豊浦郡] 280 頁)
- (11) 「この田をみんさいや、こんとうに 〈このように〉枯れてしもうての、はよう水
をいれんけりや、みんな苗は枯れてしもうわい。」(松岡編 2016a「かつぱとひよ
うたん」[都濃・佐波郡] 75 頁)

2.2. 準体機能の有無

ント類には準体機能もある。(7) で、ント類の後接した名詞句がヲ格名詞句とも解釈できる文での「ニ」の付加について触れたが、「コントー」がヲ格名詞句と解釈されるためにには、「こんなのを」のようなモノ・コト的な名詞句が成立している必要がある。さらに言えばヲ格でなくともよく、「コント（一）ガ」（こんのが）なども言う。山口県東周防方言の準体助詞は「ン」や「ノ」であり、「ト」や「ソ」・「ホ」などは基本的に使っていないのだが、先の(4)の「アント」や(7)、次の(12)のようなとき、ント類は準体助詞が含まれたもののように機能している。こうした機能はネー類にはない。

- (12) {コント（一）/*コネー} ガ エーンカネ？ (こんのが良いのかい?)

さらに民話の用例の中では、ント類の「トー」が名詞相当だとみなせる例がある。(13)では「そんとう」が「の」を介して後続名詞「もん」と接続していることから、この「とう」は形式名詞的なものと考えられる。

- (13) 「そんとう 〈そのような〉のもんが、なして 〈どうして〉はこべんのかいね、は
ようはこんでつかされや。」(松岡編 2016a「かつぱとひようたん」[都濃・佐波郡]
78 頁)

ただ筆者は(13)のように「の」でント類と後続名詞とを繋ぐことはない。少なくとも筆者と同じ生育地域や世代の者にとっては、「トー」はあくまで指示詞の形式の一部という認識であって、形式名詞あるいは準体助詞として扱うべきものではない。

ント類の「ト」は「通り」だと説明されている辞書もある⁷⁾が、語源はわからない。『日本方言大辞典』の「トー」の項には6番目の意味として「それと同じ状態であること。そっくりそのまま。とおり。様。」と説明され、島根県石見、広島県賀茂郡、山口県、山口県玖珂郡の例が、また7番目の意味「こと。」では島根県石見の例が挙げられていて、指示詞の一部としてのものから形式名詞的なものにまたがっていることがわかる。(4)(12)(13)からも、元々は「よう」や「ふう」などと類似した性格の形式名詞「ト」(あるいは「ソ」「ホ」)が、一方で準体機能を担うものとなり(一部ではコト的な名詞としても使われ)、他方で指示詞の形式の一部に組み込まれて形容詞用法や副詞用法を担うようになったと考えることは可能だろう。

地理的分布に目を移すと、「ト」の準体助詞的な働きからは九州方言や、準体助詞として「ソ」「ホ」を使用する山口県西周防方言や長門方言との繋がりも想定できる。また『方言

7) 例えば重本(1976)や山中(1975)で「アントー」を引くと、「あの通り」「あの通りのもの」と説明されている。

文法全国地図1』第8図「そんなことを（言うな）」を見ると、「ソント」は広島県に1地点しかないが（理由は後述）、「ソンタナ」「ソッタナ」などが東北地方に広く分布している。ここからは、形態や機能にずれがあるかもしれないが、ント類の広域な分布も想定できそうである。こうした語源と歴史的変化、他方言との関連については、本稿ではこれ以上述べる材料を持っていないので可能性を挙げるにとどめ、今後の課題としたい。

3. 副詞用法におけるネー類とント類の意味のちがい

ネー類もント類も、被修飾語である名詞や動詞等の属性や様態を例示的に指示する意味を持つところは、全国共通語の「コンナ」や「コンナニ」などと同じである。形容詞用法のネー類とント類は相互に置き換え可能で、意味的に等価である。

- (14) [見本を示して] {コネーナ／コントナ} カタチナンヨ。（こんな形なんだよ。）
- (15) [腹を立てて] {ソネーナ／ソントナ} モン イランッチャ一。（そんな物、要らないったら。）
- (16) [相手に指示して] {アネーナ／アントナ} フクニ シンサイ。（あんな服にしないさい。）
- (17) [相手に質問して] {ドネーナ／ドントナ} ノオ カッタン？（どんなのを買ったの？）

しかし副詞用法の不定称（ド系）の場合、次のようにネー類とント類の意味による差が出てくる。

- (18) [圧力鍋の使用中に鍋の中の具が煮える様子を想像して]
ナカワ {ドネーニ／ドネー／?ドントニ／?ドント(一)} ナッショルンカネー。（中は{どう／どんなふうに}なっているのかなあ。）
- (19) [入室してきた人に気づいて声を掛ける]
アレ {*ドネーニ／ドネー／*ドントニ／*ドント(一)} シタン？（あれ、どうしたの？）

3.ではこうした副詞用法に注目して、ネー類とント類の違いを探っていくことにする。

3.1. 部分的・具体的な様態に特化したント類

様態や属性を表す指示詞の副詞用法のうち、不定の「ドネーニ」「ドネー」「ドントニ」「ドント(一)」について見ていく。なお山口県東周防方言でも全国共通語でも以下の例文の文脈には「ドー」や「どう」も使えるが、ここでは議論を拡散しないために検討の対象から省く。

前出（18）でント類を使った場合、主節末がノダ文であることもあり、鍋のしくみや内部構造などを想像する表現として解釈される。一方、（18）でネー類を使った場合、鍋の内部構造を想像する表現としても、見えないこと・知らないこと（ここでは圧力鍋の中の食材が煮えたぎる様子など）を漠然と想像する表現としても解釈できる。

- (20) [鍋のしくみや内部構造を想像して] ナカワ {ドネーニ／ドネー／ドントニ／ドント(一)} ナッショルンカネー。（中はどんな{ふう／しくみ／構造}になって

いるのかなあ。)

- (21) [鍋の中の具が煮える様子を想像して] ナカワ {ドネーニ／ドネー／?ドントニ／?ドント(一)} ナッチョルンカネー。(中はどんな{ふう／状態}になっているのかなあ。) (= (18))

もう少し例を増やそう。(22) は具体的なやり方を尋ねるもので、ネー類・ント類のどちらを使っても違和感がない。

- (22) [作ってある物を見て、やり方を尋ねる] コレ {ドネーニ／ドネー／ドントニ／ドント(一)} ヤッタン？(これ、{どう／どんなふうに} やったの？)

(23) (24) はある町の条例を話題にしているが、(23) では条例制定の過程が不明部分である場合で、ネー類・ント類どちらも使える。(24) は条例の内容が不明部分で、条例の全体像を問題にしているのだが、この場合はント類がやや不自然に感じられる。

- (23) [ある町の条例が決まる過程について] ココノ ジョーレーッテ {ドネーニ／ドネー／ドントニ／ドント(一)} シテ キマッタンカネー。(こここの条例って、{どのようにして／どんな過程を経て} 決まったのかな。)

- (24) [ある町にある条例そのものについて] ココノ ジョーレーッテ {ドネーニ／ドネー／?ドントニ／?ドント(一)} キマッチョルンカネー。(こここの条例って、{どう／どんなふうに／どのようなものが} 決まっているのかな。=どんな条例が制定されているのかな。)

次の例では、(25) は変身キャラクターの具体的な姿かたちを尋ねるもので、ネー類もント類も適格である。これに対してストーリー展開を尋ねる (26) ではント類がやや不自然である。

- (25) [変身キャラクターの変身後の姿について聞く] コノアト {ドネーニ／ドネー／ドントニ／ドント(一)} ナルン？(この後 {どんな姿／どのような形／どんなふう} になるの？)

- (26) [ストーリー展開を聞く] コノアト {ドネーニ／ドネー／?ドントニ／?ドント(一)} ナルン？(この後 {どのような話／どういう展開} になるの？)

これらから、ント類はしくみや方法、見えたり聞こえたりといった感覚で得られる情報をベースに、部分的な情報について具体性のある様態を指示するものであることが見えてくる。ネー類には指示対象をこのように特化する性質は特になく、部分的・具体的な様態の指示にも、全体像の指示にも使える。

しかしド系以外の指示詞ではこの違いが明確にならない。ソ系の例を示す。

- (27) [変身キャラクターの変身後の姿について] ヘー コノアト {ソネーニ／ソネー／ソントニ／ソント(一)} ナルンカネ。(へえ、この後 {そんな姿／そのような形／そんなふう} になるのかい。)

- (28) [ストーリー展開について] ヘー コノアト {ソネーニ／ソネー／ソントニ／ソント(一)} ナルンカネ。(へえ、この後 {そのような話／そういう展開} になるのかい。)

ネー類・ント類はどちらもコ・ソ・ア系の場合、様態や属性を例示的に指示するので、

部分的なしきみや形であろうと全体像であろうと「例」として明示された何らかの指示対象が存在する。その指示対象（例）を照応して見たりイメージしたりするので、その指示対象が部分的か全体像かといったことは問題にならず、「例」として示せればそれでよい。一方でド系は、指示対象としての「例」自体が不明であるときに使うものだ。このため、「このように」等の部分を不明部分として示すにあたり、その不明な例がしきみや方法、具体的な形状などといった部分を把握するタイプのものなのか、全体像といった丸ごとの状態を把握するタイプのものなのかを、二つの指示詞副詞用法の形式で分け、特に前者のみント類で示すようになったのではないだろうか。

3.2. 指定にも使われるネー類

副詞用法のネー類についてもう少し検討したい。次の(29)は入室の理由を問うもので、例示ではない。理由は漠としているので、全国共通語では指定の指示詞の不定称「どう」を使い、「どんなに」「どういうふうに」などの様態の問い合わせにはしない。山口県東周防方言では、この「どう」と同義で「ドー」と「ドネー」が使われる。

- (29) [入室してきた人に気づいて、声を掛ける] アレ {ドー／ドネー／*ドネーニ／*ドントニ／*ドント（一）} シタン？（あれ、どうしたの？）（= (19)）

これをント類の疑問文にすると「どのようにしたのか」「どういう方法をとったのか」を問うものになり、「ドネーニ」も「ニ」によって動作の様態が明確化されて「どんなふうに」「どうやって」を問うものになるので文脈に合わない（例えば、鍵が掛かっていたはずの部屋に入ってきた人に、どうやって鍵を開けたのかを問う表現になってしまう）。

次の(30)は入手の経緯などを尋ねるもので、ント類が不適格である（ント類が適格になるのは、前出の(22)のように具体的なやり方を尋ねる場合である）。

- (30) [入手の経緯を尋ねる] コレ {ドー／ドネー／*ドネーニ／*ドントニ／*ドント（一）} シタン？（これ、どうしたの？）

次の昔話の例(31)では「ドネーカシテ」が使われており、これを「ドントカシテ」に置き換えることはできない。

- (31) オーキナ ナマズワ ドネーカシテ タスケテヤッテ クダセーマセ。（有元編
2017、152頁より。下線は筆者、以下同。）

この文では、方法は何でもよいから大きな鮎を助けてくれるよう依頼しているのであり、鮎の助け方を問題にするのではないので、指定の指示の不定称も表せるネー類が適しており、方法などを指すことになるント類は適さないのだろう⁸⁾。

民話の例(32)の「どがいしようかいのう」も、「どうするか」を問題としている指定の不定であり、「どんなにするか」という様態の不定ではない。そのため「どがいしようかいのう」と音声的バリエーションの関係にある「ドネーショーカイノー」は言い換えられるが、「ドントーショーカイノー」は不適格である。

8) ちなみに、様々な方法を一通り試したという文脈ではント類が適格である。

（例）{ドネーニ／ドントニ} シテモ タスケラレンカッタ。（{どんなに／どのようにしても} 助けられなかった。）

- (32) (婆さんが大切なかくれ蓑を燃やしてしまったので、男が残念がっている)
 婆さや、惜しいことやってしもうたでよう。どがいしようかいのう」(松岡編 2016b
 「かくれ蓑」〔美祢郡〕213 頁より)

これらから、副詞用法において、ント類はしきみや方法などの具体的な様態を指示することに特化した指示詞であるのに対し、ネー類は様態や属性の指示だけでなく指定の指示も表せるもので、ント類よりも指示の範囲が広いといえるだろう。

見舞いの場面で、見舞いに来た人が初めに挨拶のように言う (33) のネー類とント類の使い分けも、こうしたント類の特殊性・ネー類の意味の広さから考えると説明できると思われる。ント類で言うと、漠然と体調を聞くのではなく、例えば飲んだ薬の効き具合や、病気によってどんな感じがするのかなどの、事細かな状態を尋ねる意味になってしまう。見舞いの挨拶では病気の人に対して加療による体調の状況把握をしたいのでも、病気がもたらす具体的な感覚を聞きたいわけでもないので、ント類が不適格なのだろう⁹⁾。これに対し、言いつけた仕事の進み具合を確認する場面で (34) のように言う時は、求めた作業のどの段階まで進んだか、滞りなく進んでいるかなどの事細かな状態を尋ねる意味となるため、ネー類もント類も使えるのだと考えられる。

- (33) [見舞いに行って] {ドンナ／ドネー／ドネーナ／*ドントナ／*ドント(一)} カ
 ネ？ ((調子は) どうだい？) (= (6))

- (34) [進捗状況を見に行き] {ドンナ／ドネー／ドネーナ／ドントナ／ドント(一)}
 カネ？ ((進み具合は) どうだい？)

ここまで副詞用法の指示詞の使い分けについて表にまとめておく。表中、コ・ソ・ア系の形式はコ系のもので代表させて示す。

表3 山口県東周防方言の指示詞の副詞用法での使い分け

	指定	様態・属性の例示	
		全体像的把握	部分的・具体的な様態
コ・ソ・ア系	コ一		
	コネー	コネー／コネーニ コント(一)／コントニ	
ド系	ド一		ド一
	ドネー	ドネー／ドネーニ ドントニ／ドント(一)	

表4 全国共通語での指示詞の副詞用法での使い分け

	指定	様態・属性の例示
コ・ソ・ア系	こう	こう／こんなに／こんなふうに／こういうふうに
ド系	どう	どう／どんなに／どんなふうに／どういうふうに

9) ただの見舞客ではなく、医者や看護師などの立場であれば、(33) のント類は適格となる。

3.3. 感情的な評価や判断の含意

岡部（1995）は全国共通語の「コンナ類」と「コウイウ類」の違いを記述するなかで、「コンナ類」には(35)(36)のような「名詞句から抽出される属性の程度を表し修飾する用法がある」(639頁)と指摘している。

(35) 圭子に {こんな／?こういう} ひどい気持ちが分かるのだろうか。

(岡部 1995 の例文 (1)、639 頁より)

(36) {そんな／*そういう} 後ろに座っていちや見えないでしょう。

(岡部 1995 の例文 (4)、640 頁より)

ここでは「コウイウ類」を除外して「コンナ類」相当の形式について検討する。山口県東周防方言で「コンナ類」に相当する形式であるネー類とント類は、どちらも(35)(36)の文脈に使える((37)(38))¹⁰⁾。またネー類とント類はどちらも(39)(40)のようにも使えることから、「名詞句から抽出される属性の程度を表し修飾する用法」は話し手の評価や感情の好悪に関係なく使われることがわかる。

(37) ケーコニ{コネーナ／コントナ}ヒドイキモチガ ワカルンジャローカ。(= (35))

(38) {ソネーナ／ソネーニ／?ソントナ／ソントニ／ソントー} ウシロニ スワッヂ
ヨッチャー ミエンジャローガ。(= (36))

(39) ケーコニ {コネーナ／コントナ} ワクワクスルキモチガ ワカルンジャローカ。
(圭子にこんなわくわくする気持ちが分かるのだろうか。)

(40) {ソネーナ／ソネーニ／?ソントナ／ソントニ／ソントー} マエニ スワッテカラ！ ヤルキジャネー！ (そんな(に)前に座っちゃって！ やる気だね！)

さらに岡部（1995）は、「コンナ類」が持つ属性の程度を表す用法がショック等の感情の程度を表すことにもなるので、困惑や照れなどを表す「感情的な評価」や「価値判断」を伴うニュアンスが生じると説明している。山口県東周防方言でも指示詞の形容詞用法や副詞用法が「感情的な評価」や「価値判断」を伴うニュアンスのあるものとして用いられるが、このニュアンスが形式の使い分けにも関わっている。このことを詳しく考えてみたい。

まず、「そんなことを言うな」の「そんな」が直前に示した例などを指示するだけで、指示対象自体へのなんらかの感情や評価を含意しない場合を見てみよう。例えば(41)(42)のように例を挙げて説明するときはどうか。

(41) ケッコンシキジャー ワカレルトカ カエルトカ {ソネーナ／ソントナ} コターユーチャーイケンヨ。(結婚式では、「別れる」とか「帰る」とか、そんなことは言ってはいけないよ。)

(42) メンセツナンジャケー ワタクシガートカ キコーワートカ {ソネーニ／ソネー／ソントニ／ソントー} ユーンヨ。(面接なのだから、「私が」とか「貴校は」とか、{そんなふうに／そういったことを} 言うんだよ。)

これらは例示したものをまとめて指示するだけで、指示対象そのものへの感情的な評価や価値判断は含意していない。こうした場合、ネー類とント類に差異はない。(41)は形容

10) ただし(38)では形容詞用法の「ソントナ」で「ウシロ」を名詞として扱うより、副詞用法の「ソントニ」で「ウシロニスワル」を修飾するほうが自然に感じる。(40)も同様。

詞用法、(42) は副詞用法だが、どちらも使える¹¹⁾。

次に、指示対象や話し相手への感情的な評価や価値判断が含意される場合を考えたい。

例えば照れを表す文脈 (43) (44) や、反感を表す文脈 (45) (46) などである。

(43) A : スゴイネー アンター。(すごいねえ、あなた。)

B : {ソネーナ／ソントナ} コト イチイチ ユワンコトイネ／ユーナイヤ ハズカシージャー。(そんなことをいちいち言うなよ、恥ずかしいじゃないか。)

(44) A : スゴイネー アンター。(すごいねえ、あなた。)

B : {ソネーニ／ソネー／ソントニ／?ソント(一)} ホメンコトイネ ハズカシージャー。(そんなに褒めないでよ、恥ずかしいじゃないか。)

(45) [不要物を買った相手に怒って]アンター マタ{ソネーナ／ソントナ}モン カツテキテカラ！(おまえはまたそんな物を買ってきて！)

(46) A : アンター マタ イチンチジュー グータラグータラシテカラ…(おまえはまた一日中ぐうたらしてばかりで…)

B : {ソネーニ／ソネー／ソントニ／?ソント(一)} ユワンコトイネ／ユーナイヤ！ ツカレチョルンジャケー！(そんなふうに言うなよ！疲れているんだから！)

指示対象自体への感情的な評価や価値判断が含意される場合、形容詞用法でも副詞用法でもネー類を使うのが自然である。ント類は若干だがネー類より自然さが落ちると筆者には感じられるが、ただ「感じられる」だけであって、適格である。非文とならないのは、指示対象が発話以前に示されていて、指示詞がその対象を指すことが明確であるという、指示詞としての本来的な指示機能が有効だからだろう。

しかし (47) では、ネー類はまだ来ない配達業者を非難する表現として使えるが、ント類は非難の表現としては使えない。

(47) [荷物が届かないことに腹を立てて] モー {ドネーニ／ドネー／*ドントニ／*ドント(一)} ナッチョルンカネー！(もう、どうなってるんだ！)

ント類は、例えば配送の方法やシステムがわからないときなどの、不明部分を補充する疑問表現としてなら使える（例えば、宅配業者が自転車で配達しているのを見たときに、この先の急勾配の坂道のことを思い出して「あの坂も自転車！？ どうするんだろう？」と言う時などは「{ドントニ／ドント(一)} スルンジャロー」も適格である）。しかし (47) は不明部分を補充することが目的の疑問文として発しているのではなく、発話全体が否定的感情の表現として機能している。つまりこの文の指示詞は 3.1.で指摘したような具体的な対象を指示するという用法から逸脱していることに加えて、文全体が語用論的に解釈される話し手の発話意図（ここでは非難）の表現になっているのである。こういう場合には、ネー類は使えるがント類は使えないと考えられる。

11) 例文 (42) は副詞用法「ソントニ」より、準体助詞としての機能もある「そんなのを」相当の「ソントー」のほうが若干自然に感じる。これは筆者の慣れの問題か、あるいは例示した対象を名詞扱いしてまとめるほうが、「例示」として把握しやすくなることなどが関わっているかもしれない。

さらに(48)も検討したい。(48)のB発話も語用論的に否定的な感情の表現として働くものであるが、それに加えて指示の対象の有無を検討してみよう。A発話の中にはBの指示詞の直接の指示対象となる語ではなく、Bの「ソネーニ」は相手の発話意図「怒り」との関係から推論を経て、「Aが怒るほどに」といった遅刻の程度を指している。

(48) A : [待たされたことを怒って] アンタ ナンプン マタシタト オモッチョルン！（おまえ、何分待たせたと思っているんだ！）

B : {ソネーニ／ソネー／*ソントニ／*ソント（一）} オクレチャー オランジャ一！（そんなに遅れてはいないじゃないか！）

同じ状況でも(49)のようにA発話中に「ゴフンモ」（5分も）と指示の対象がある場合は、B発話でント類が使える。

(49) A : [待たされたことを怒って] ゴフンモ オクレタジャー！（5分も遅れたじゃないか！）

B : {ソネーニ／ソネー／ソントニ／??ソント（一）} オクレチャー オランジャ一！（そんなに遅れてはいないじゃないか！）¹²⁾

つまり(48)のBの発話でント類が使えないということからは、ント類には必ず照応する指示の対象が必要だというルールが導けるのではないだろうか。

以上述べてきたことをまとめると、指示対象が明確で感情的な評価や価値判断を含意していない場合は、ネー類とント類はどちらも適格であるが、感情的な評価や価値判断の含意がある場合はネー類を使うほうが自然で、ント類がやや不自然になる。さらに指示対象が（前方照応の対象として）言語形式で明示されず、発話意図などから推論で導かれる場合は、ント類は使用できないという制約がある。

2.2の後半で、『方言文法全国地図1』第8図「そんなことを（言うな）」には、東北地方には「ソッタナ」などが多く回答されているが、西日本では「ソント」が広島県1地点にしか回答されていないと述べた。本節で検討したント類の使用的制約からみると、「そんなことを言うな」という発話が語用論的に怒りや反発といった表現と解釈できること——つまりこの一文自体が感情的（否定的）な評価を表す表現だとみなせること、あるいは「そんなことを言うな」の前の発話が示されていないので、指示対象がント類で指示できるもののかどうかが不明であること、こうしたことが影響して、ント類が回答されなかったのではないかと筆者は考えている。

4. 慣用的な表現の有無

3.3.で引用したように、岡部（1995）は、「コンナ類」が持つ属性の程度を表す用法が感情の程度を表すことにもなることから、(50)のように困惑や照れなどを表す「感情的な評価」や「価値判断」を伴うニュアンスが生じると説明している。

(50) 「この病気はもうなおらないだろう。」

「{そんな／*そういう}。」 （岡部1995の例文（5）、640頁より）

12) 例文(49)は自動詞「遅れる」に係るので、「ニ」のない「ソント（一）」は使いづらい。2.1.を参照されたい。

しかし、山口県東周防方言のネー類もント類も、こうした表現としては使えない（「ソンナー」は言うが、全国共通語的に感じられるため#を表示している）。

(51) A : コノ ビヨーキワ ハー ナオランジャロー。

B : {#ソンナー/*ソネーナ/*ソントナ}。

3.3.で見たように、ネー類は否定的な感情や評価などを含意する表現として自然に使えるはずだが、(51)には使えない。それには、後続の被修飾語が省略されて慣用的に成り立った表現であることが関わっているのではないか。例えば(51)Bも「{ソネーナ／ソントナ}バカナコトガ アルカイヤ」(そんなばかなことがあるかよ)のように、後続の語を略さないならばネー類、ント類ともに使える。だが「そんな。」は指示詞の係る名詞が省略され、感動詞同様の働きをしている。つまり、山口県東周防方言のネー類「ソネーナ」やント類「ソントナ」は、あくまで後続の名詞を修飾するという指示詞の形容詞用法のものであって、後続の被修飾語を省略して一語文として成立するという構文的な変化や、属性の程度の表現が話し手の感情表現になるという意味のずれ込みなどは進んでいないといえる。

指示機能を担わない慣用的・固定的な言い回しとして、次の例も検討してみる。

(52) ヘタラ ドネーデショ一。 ナマズノ ハランナカカラ (以下略) (有元編 2017、153 頁より)

(53) (略) コーケアーシマシタガ モー ドネアーモコネアーモ スルコトモ デキマセン。(有元編 2017、154 頁より)

(52)は全国共通語に訳すとしたら「そしたら、どうでしょう。」と物語を展開させるときの表現、(53)は「後悔しましたが、もう、どうすることもできません」や、「どうにもこうにも」に相当する表現だ。ネー類が使われているこれらも、ント類に置き換えて「ドントデショ一」「ドントモコントモ」などとすることはできない。昔話の語り（地の文）であり、ややフォーマルなスタイルを使っているので、全国共通語の「どうでしょう」を方言訳して、「どんな（に）」ではなく「どう」に対応するネー類が選択された可能性は否定できない。あるいは、慣用的・固定的な言い回しには意味の特殊性のないネー類のほうが選択されやすいのかもしれない。

以上のことをまとめた。山口県東周防方言のネー類、ント類は形容詞用法・副詞用法で属性の程度を表すことはあるが、全国共通語にある「そんな。」などの感動詞的な用法はネー類・ント類とともに持つに至っていない。また、慣用的・固定的な表現にはネー類の使用はあるが、ント類の例は見られないようである。

5. まとめ

山口県東周防方言の指示詞の形容詞用法と副詞用法には、全国共通語と同じンナ類に加えてネー類とント類という二つの方言形が併用されている。これらは多くの意味や機能は重なり合っているものの、部分的には一方が使えない。特にント類に制限が多く、ネー類が広い意味・機能で使われていることを記述してきた。

まず形態的特徴として、ネー類とント類はほぼ対応する形式が揃っているが、副詞用法では「ニ」の現れ方に微細な違いがあることを指摘した（2.1.）。次に、ント類の「コント

(一)」等には準体機能があることを述べた(2.2.)。

意味の面では、副詞用法のド系の場合において、ント類は具体的なことや部分的なことに指示対象が限られるが、ネー類は指示対象にそうした意味的な制限はないことを指摘した(3.1.)。またネー類は「どんなに」ではなく「どう」に相当する指定の指示としても使えるなど、ント類よりも意味が広いことを述べた(3.2.)。

感情的な評価や価値判断の含意に関しては、ネー類は語用論的解釈で導かれる発話意図を指示の対象とすることができますが、ント類はできないこと、またント類は先行発話や文脈に指示対象が示される必要があることを述べた(3.3.)。

最後に、慣用的な表現にネー類は使われるがント類は例がみつからないこと、またどちらの形式も感動詞的な機能ではなく、指示機能を維持していることを示した(4.)。

こうしたネー類とント類の違いについて、本稿ではネー類とント類の語源や語の新旧、また伝播などは扱えなかったが、内省による記述で両形式の異同を示した。こうしてみると、両形式の併用状況が、ント類の意味の制限と、ネー類の意味の広さ(制約のなさ)といった、部分的な意味の棲み分けを生み出しているのではないだろうか。過渡的な現象かもしれないが、現時点の共時的な使用状況を見る限り、同じ統語環境で、どちらも「方言」として位置づけられる、ほぼ同じ機能をもつ指示詞であることから、微細な差異が発生し固定した可能性もあると思われる。

より広い意味で使われ、ント類のような制約がないネー類は、全国共通語の指示詞と対応させやすい。「指示詞」から拡張したさまざまな表現(慣用的表現など)にも使われるところから、今後共通語化が進んだときに残っていくのはネー類のほうかもしれない。

【参考文献】

- 有元光彦編(平山輝男編集委員代表)(2017)『日本のことばシリーズ35 山口県のことば』、明治書院
- 岡部寛(1995)「コンナ類とコウイウ類: ものの属性を表す指示詞」宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法(複文・連文編) 下』pp.638-644、くろしお出版。
- 国立国語研究所編(1989)『方言文法全国地図1』、大蔵省印刷局。
- 佐久間鼎(1936)『現代日本語の表現と語法』、厚生閣(くろしお出版復刊1983年)。
- 重本多喜津(1976)『長門方言集』、国書刊行会(初版は1937年刊)。
- 尚学図書編(1989)『日本方言大辞典 下巻』、小学館。
- 廣戸惇(1965)『中国地方五県言語地図』、風間書房。
- 松岡利夫編(2016a)『新版日本の民話29 周防・長門の民話 第一集』、未来社(初版1960年)。
- 松岡利夫編(2016b)『新版日本の民話46 周防・長門の民話 第二集』、未来社(初版1969年)。
- 山中六彦(1975)『新訂 山口県方言辞典』、マツノ書店。

ふなき れいこ(神戸女子大学教授・大阪大学大学院修了生)